

トピック

保釈保証保険制度導入への取り組み～50%と9%のハザマから～

日弁連法務研究財団 保釈保証保険制度研究会 研究主任 竹之内 明 (31期)

1 保釈の現状

弁護士職務基本規程第47条は、「弁護士は、身体拘束を受けている被疑者及び被告人について、必要な接見の機会の確保及び身体拘束からの解放に努める。」と定めている。「身体拘束からの解放」には、勾留取消なども当然含まれるが、主として保釈を得るための努力義務を弁護人に課しているということになる。

そこで、弁護人がどの程度保釈請求をしているのかを、保釈請求率でみると、戦後最高を記録した1970(昭和45)年の113.5%(地裁。以下同。なお、保釈請求には、被告人自身の請求によるものも含まれているし、1年間に何度も請求すれば、重複してカウントされる)をピークに、以降長期低落傾向が続き、2005(平成17)年には戦後最低の25.4%にまで下降した。その後やや持ち直して、30.3%(2009(平成21)年。ただし、速報値。以下、同年については同じ)というのが現状である。しかも、この保釈請求率の低下は、国選弁護人選任率の増加と反比例している。その反映でもある保釈率(保釈人員/勾留起訴人員)をみると、同年で16.9%で、これもやや持ち直してはいるものの、私選/国選の別でみると、私選事件が51.4%、国選事件が9.0%である。国選事件での保釈率は、前年が5.7%であったから、顕著に増加したことになるが、それでもおよそ6倍の開きがあることになる。

保釈請求率そのものについての私選/国選別統計はないが、国選事件での保釈請求率が極めて低水準で推移していることは明かである。これでは、国選弁護人が保釈を得るための努力義務を尽くしているのか

が疑問ということにもなりかねないが、このような事態をもたらしているのは、高額な保釈金である。国選弁護人としては、被告人の方で保釈金が用意できないために、保釈請求ができないのである。そのために、例えば執行猶予になることが確実な被告人であっても、無為に身体拘束を受け続けることになる。こうした事態は、人質司法の一つの局面であり、法の下での平等にも反するであろう。

2 韓国における保釈保証保険

そこで注目されるのが、韓国における保釈保証保険制度である。

この制度は、被告人・被疑者(韓国では、実際上の起訴前保釈制度がある)の親族等が保険会社と契約して保険料を支払い、裁判所の許可の下、保釈保証保険証書を差し入れて保釈を得ることができる制度である。裁判所が保釈保証金の没取決定等をなした場合には、保険会社が没取金額を国に対し補償することになる。日本でも、日本保釈支援協会等の保釈金を現金で立て替える団体があるが、現金を立て替えるのではなく、保険スキームで行うわけである。

日弁連法務研究財団では、この制度に着目し、2009(平成21)年7月、日弁連刑弁センター、同保釈勾留ワーキンググループのメンバーの外、保険法学者、刑事法学者、保険会社、保険ブローカー会社、保険代理店、全国弁護士協同組合からの参加も得て、「保釈保証保険制度研究会」を設置し、本年3月には、韓国に赴いて調査を行った。同研究会では、その調査結果をも含め、報告書を作成中であるが、ここで、トピックスとして、調査結果のサワリを紹介する。

1) 韓国における勾留・保釈の現状（いずれも地裁）

- ① 韓国では、身体不拘束捜査の原則が法定されており、勾留したまま起訴される被告人の割合は、この間大幅に減少し、2006（平成18）年の地裁で、20.3%まで低下している（日本では、2009（平成21）年で、64.8%。地裁）。
- ② 2009（平成21）年の統計によると、保釈率は11.1%、保釈請求率は25.2%、保釈許可率は44.1%である（これらについては、いずれについても日本より低い）、①の勾留起訴割合の大幅な低下の結果である）。
- ③ 同年中に保釈された者の内、保釈金納付を条件としないものが12.7%（韓国では、保釈金納付を条件としない保釈も可能である）、現金納付が34.2%、保証保険利用が46.2%、「現金＋保証保険」が6.9%であった。保釈金納付を条件とする保釈中、一部利用を含む保証保険の利用率は、60.8%に達している。なお、保険会社の統計では、その利用率は77.7%とのことであり、現金納付を条件とされたものを除く（保証保険利用が可能な）保釈中の割合と思われる。
- ④ 同年の保釈金額割合は、500万ウォン（約40万円）以下が35%、500万ウォン超1000万ウォン（約80万円）以下が39%であった。

2) 保釈保証保険

- ① 同制度は、1987（昭和62）年に始まり、当初の保険料は保証金の1%相当額であったが、その後事故率等を勘案した見直しが逐次なされ、現在では0.48%（保釈保証金が100万円であれば、保険料は4,800円）であり、保険料は保険期間に連動しない。
- ② 保釈保証保険には保釈が許可された時点で加入することになり、2009（平成21）年の保釈保証保険加入件数は、被告人保釈が3295件、被疑者保釈が494件であった。
- ③ 保険金の支払件数（事故件数）は、2008（平成

20）年で7件に過ぎず、内5件については一部も含むが求償（回収）を得ている。

- ④ 裁判所が保釈保証保険での保釈を許可することが前提となるため、保険引受の審査は簡易になされており、引受拒否は、ほとんどない。
- ⑤ 実際の実務は、基本的に、裁判所の近くに設置されている代理店が行っている。

3 今後の取り組み

人質司法の改革、とりわけ9%にとどまっている国選事件の保釈率を、せめて私選事件の50%程度までには上げるための仕組みづくりが求められている。そのためには、先に紹介した身体不拘束捜査の原則を確立することや、保釈金なしの保釈制度を導入することなども考えられる。むしろ、その方が先だとの意見もあろう。

しかし、被疑者国選弁護制度の導入に20年を要し、政権が代わっても取調べ全過程の可視化すらなかなか進展をみない現状を踏まえると、百年河清を待つことともなりかねない。

弁護士会が当番弁護士制度を創設し、その実績を経て被疑者国選弁護制度が実現したように、法改正を待つまでもなく実現可能な取り組みは何かという発想から、保釈保証保険制度の導入に取り組んでいる。

しかも、前述したように、日本保釈支援協会等の団体が保釈金の立替を行っているが、同協会が取り扱っている事件数は全国の保釈件数の約15%にも達しているとのことであって、一定の役割を果たしているものの、本年6月には消費者金融における貸し出し規制が行われることを考えると、その先行きは不透明というしかなかろう。

そうしたことも踏まえながら、保険会社、保険代理店、全国弁護士協同組合などとの連携の下で、より安い費用で、保険スキームでの保釈を可能にする仕組みづくりを目指している。